

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段: 輸入基準数量	上段: 輸入数量	差 分
		下段: 協定対象外 輸入基準数量	下段: 協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	0 トン	100 トン
		100 トン	0 トン	100 トン
3	クリーム	66 トン	1 トン	65 トン
		57 トン	1 トン	56 トン
4	粉乳類	22,479 トン	538 トン	21,941 トン
		19,067 トン	129 トン	18,938 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	24 トン	1,971 トン
		1,995 トン	24 トン	1,971 トン
6	加糖れん乳	30 トン	0 トン	30 トン
		30 トン	0 トン	30 トン
7	ヨーグルト	13 トン	2 トン	11 トン
		13 トン	2 トン	11 トン
8	バターミルク	18 トン	1 トン	17 トン
		18 トン	1 トン	17 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	1,338 トン	51,486 トン
		43,262 トン	419 トン	42,843 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	239 トン	11,479 トン
		5,441 トン	123 トン	5,318 トン
11	バター	15,620 トン	1,222 トン	14,398 トン
		12,218 トン	952 トン	11,266 トン
12	豆類	74,764 トン	1,085 トン	73,679 トン
		33,618 トン	661 トン	32,957 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	536,861 トン	4,895,171 トン
		5,028,802 トン	494,970 トン	4,533,832 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	71,414 トン	1,195,065 トン
		171,784 トン	8,992 トン	162,792 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	28,066 トン	979,914 トン
		1,007,980 トン	28,066 トン	979,914 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	79 トン	3,461 トン
		3,465 トン	79 トン	3,386 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	934 トン	8,601 トン
		8,521 トン	780 トン	7,741 トン
17	マニオカでん粉	156,823 トン	4,509 トン	152,314 トン
		156,113 トン	4,509 トン	151,604 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	0 トン	20,008 トン
		7,223 トン	0 トン	7,223 トン
19	その他のでん粉	1,601 トン	64 トン	1,537 トン
		1,458 トン	44 トン	1,414 トン
20	イヌリン	3,131 トン	8 トン	3,123 トン
		72 トン	8 トン	64 トン
21	落花生	32,326 トン	683 トン	31,643 トン
		18,405 トン	253 トン	18,152 トン
22	こんにやく芋	189 トン	0 トン	189 トン
		189 トン	0 トン	189 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	624 トン	8,584 トン
		2,555 トン	15 トン	2,540 トン
24	でん粉調製品	667 トン	192 トン	475 トン
		469 トン	71 トン	398 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	2 トン	4,763 トン
		1,789 トン	2 トン	1,787 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	72 トン	17,360 トン
		1,943 トン	0 トン	1,943 トン
28	繭	2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
		2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
29	生糸	242 トン	0 トン	242 トン
		242 トン	0 トン	242 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。